

国鉄「分割・民営化」反対！三里塚二期工事阻止！

組合バッヂ着用を理由にした全国4800名への処分弾劾!! バッヂは処分できても労働者の心は処分できない



87. 6. 19

No. 2580

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)一九三五〇六・(公衆)〇四七二二(22)七二〇七

動労総連合ネクタイ・ピンを 全組合員で着用しよう！

六月十五日、当局は、四八〇〇名の国鉄労働者に対し、組合バッヂ着用を理由にした不当処分を発令した。

会社の中は独裁社会

小さなバッヂひとつを着けることが処分の理由にならうとは！これは、よくよく考えてみると大変なことである。背筋が寒くなるような事態である。JRの門を一步くぐれば、そこには憲法で保障された基本的人権も、思想・心情や表現の自由も労働者の団結権も一切適用しなくなるのである。“会社の中は独裁社会”これが今まかり通ろうとしているのが現実である。

民主主義の世の中だと思つてゐる間に、会社の中では、労働組合など弾圧するのがあたりまえ、労働者が自由にものを言うなどもつてのほか、命令と服従が一切だ、と考える管理者どもがゴロゴロしているのだ。

もし、こんなデータラメにわれわれが屈服し、沈黙してしまうとしたら、今度は、これが企業の門を越え、全社会でまかり通ることになる。われわれは、絶対に黙つてゐるわけにはいかない。

バッヂ処分は、団結権・労働組合 そのものの否定だ

そもそも当局は、襟や胸にちょこんとついた組合バッヂがいつたい何にさしさわるというのか？業務に支障がでるとでもいうのか。お客に不快感をあたえるとでもいうのか。理由など何ひとつありません。当局にとってはただひとつ。“俺たちは絶対に屈しないぞ”という動労千葉や国労組合員の団結力、組合員であることの誇りが気にくわないだけなのだ。

当局は、組合バッヂが服装違反だという。いつ

たいどこにそんなことが決められているのか。そんなことはどこにも書かれてはいやしない。あきれてはたことに、その次には、勤務時間中の組合活動だという。バッヂをつけることが勤務時間中の組合活動！？当局は、勤務時間中は、“俺は動労千葉の組合員だ”という気持ちすらもつてはいけないというのだ。法律に明記された労働者の団結権すら認めない！勤務時間中の組合活動だとうのである。じょうだんじやない。当局がでたらめなことをやつてのさばかりかえるのは勝手である。しかし、支配者が恫喝や処分・弾圧で労働者の心まで支配できたためしはないのだ。動労革マルのような裏切り者をつくりだすことはできても、闘う気持ちを忘れぬ労働者の心をくじくことはできない。

誇りを忘れぬ労働者として生きぬこう
動労千葉の組合バッヂは、そんじよそこいらの組合バッヂとは訳が違う。首をかけて二波のストライキをうちぬき、団結を守りとおした組合バッヂだ。人を人とも思わぬ差別・選別－空然の首切り攻撃に耐えぬき、真正面から闘いぬいた気持ちを絶対に忘れない。動労千葉のバッヂは、血を流しながら闘いぬいたわれわれの誇りだ。今後もわれわれは、誇りを忘れぬ労働者として、人間として闘いぬいていく。バッヂは処分することができるでも労働者の心まで処分することはできぬ。

全ての組合員の決意として、このことを銘記しよう。

JR東日本 組合バッヂ着用など理由 による 国労中心に480人処分

「組合を敵視」

している。

JR東日本会社は十二日、組合バッヂの着用や社員不着用などを理由に、國労組員ら社員四千八百三十人に対し処分。重注意の処分を発表した。全社員の約六多にのぼる。内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反発、処分の撤回を求めるほか、労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

JR東日本会社は十二日、組合バッヂの着用や社員不着用などを理由に、國労組員ら社員四千八百三十人に対し処分。重注意の処分を発表した。全社員の約六多にのぼる。内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反

発、処分の撤回を求めるほか

労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

十二日、「組合の団結権を否認

され、國労を敵視する暴挙だ。不

正の内訳は削除。四千六百三十人

中四千八百二十六人が國労組合員

の約六多にのぼる。

内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反

発、処分の撤回を求めるほか

労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

十二日、「組合の団結権を否認

され、國労を敵視する暴挙だ。不

正の内訳は削除。四千六百三十人

中四千八百二十六人が國労組合員

の約六多にのぼる。

内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反

発、処分の撤回を求めるほか

労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

十二日、「組合の団結権を否認

され、國労を敵視する暴挙だ。不

正の内訳は削除。四千六百三十人

中四千八百二十六人が國労組合員

の約六多にのぼる。

内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反

発、処分の撤回を求めるほか

労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

十二日、「組合の団結権を否認

され、國労を敵視する暴挙だ。不

正の内訳は削除。四千六百三十人

中四千八百二十六人が國労組合員

の約六多にのぼる。

内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反

発、処分の撤回を求めるほか

労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

十二日、「組合の団結権を否認

され、國労を敵視する暴挙だ。不

正の内訳は削除。四千六百三十人

中四千八百二十六人が國労組合員

の約六多にのぼる。

内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反

発、処分の撤回を求めるほか

労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

十二日、「組合の団結権を否認

され、國労を敵視する暴挙だ。不

正の内訳は削除。四千六百三十人

中四千八百二十六人が國労組合員

の約六多にのぼる。

内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反

発、処分の撤回を求めるほか

労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

十二日、「組合の団結権を否認

され、國労を敵視する暴挙だ。不

正の内訳は削除。四千六百三十人

中四千八百二十六人が國労組合員

の約六多にのぼる。

内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反

発、処分の撤回を求めるほか

労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

十二日、「組合の団結権を否認

され、國労を敵視する暴挙だ。不

正の内訳は削除。四千六百三十人

中四千八百二十六人が國労組合員

の約六多にのぼる。

内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反

発、処分の撤回を求めるほか

労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

十二日、「組合の団結権を否認

され、國労を敵視する暴挙だ。不

正の内訳は削除。四千六百三十人

中四千八百二十六人が國労組合員

の約六多にのぼる。

内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反

発、処分の撤回を求めるほか

労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

十二日、「組合の団結権を否認

され、國労を敵視する暴挙だ。不

正の内訳は削除。四千六百三十人

中四千八百二十六人が國労組合員

の約六多にのぼる。

内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反

発、処分の撤回を求めるほか

労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

十二日、「組合の団結権を否認

され、國労を敵視する暴挙だ。不

正の内訳は削除。四千六百三十人

中四千八百二十六人が國労組合員

の約六多にのぼる。

内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反

発、処分の撤回を求めるほか

労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

十二日、「組合の団結権を否認

され、國労を敵視する暴挙だ。不

正の内訳は削除。四千六百三十人

中四千八百二十六人が國労組合員

の約六多にのぼる。

内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反

発、処分の撤回を求めるほか

労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

十二日、「組合の団結権を否認

され、國労を敵視する暴挙だ。不

正の内訳は削除。四千六百三十人

中四千八百二十六人が國労組合員

の約六多にのぼる。

内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反

発、処分の撤回を求めるほか

労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

十二日、「組合の団結権を否認

され、國労を敵視する暴挙だ。不

正の内訳は削除。四千六百三十人

中四千八百二十六人が國労組合員

の約六多にのぼる。

内訳は削除。四千六百二十人。就業

部は組合活動への侵害だと反

発、処分の撤回を求めるほか

労働委員会への申し立てを検討

当処分の撤回を要求して闘う

十二日、「組合の団結権を否認